島根原子力発電所 2 号炉 審査資料				
資料番号	EP-060 改 59(回 1)			
提出年月日	令和2年9月15日			

令和2年9月

中国電力株式会社

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表(重大事故等対処設備:第43条)

No	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
1		大型航空機落下による大規模損壊等を想定した場合の可搬型設備 接続箇所の位置的分散について説明すること。 (大規模損壊での課題)	令和2年7月21日 第879回審査会合 にて説明	可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建物の外から水又は電力を供給するものの接続口は、設置許可基準規則第43条第3項第3号の要求に、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の箇所に設けることとしている。なお、大型航空機の衝突により、原子炉建物外壁面の接続口に接続できなくなることを想定し、原子炉建物外壁面以外にも接続口を設けることとしている。 (資料3-1 P21,P22,資料3-5 P共5-2)